

○長幌上水道企業団給水条例施行規則

〔平成10年3月18日〕
規則第2号

改正 平成24年3月15日規則第1号 平成25年6月7日規則第3号

令和2年3月16日規則第3号

（目的）

第1条 長幌上水道企業団給水条例（平成10年条例第1号。以下「給水条例」という。）の施行について、別に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（工事の施行）

第2条 指定給水装置工事事業者は、長幌上水道企業団水道事業の設置等に関する条例（以下「設置条例」という。）第2条第2項の規定による給水区域において給水装置工事を行うことができる。ただし、道路管理者等の指示に基づき企業長が特に指定した場合は除く。

- 2 前項は、給水装置工事施行の場合であり、配水施設工事等には適用しない。
- 3 前項の配水管施設工事等の施行は、企業長又は企業長が特に認めた者が施行することができる。

（給水装置新設等の申込）

第3条 給水条例第4条第1項に規定する給水装置の新設等の申し込みは、様式第1号及び様式第2号により届け出なければならない。

- 2 前項の届け出の確認等のため、建築確認申請通知書、下水道工事申請書等の写しを添付することとする。ただし、企業長がその必要がないと認めたときは、この限りではない。
- 3 漏水修理等、緊急を要す修繕工事の場合は、修繕工事施工届並びにその他関係書類を提出し確認等を受けることとする。

（同意書の提出）

第4条 企業長は、給水条例第4条第2項の規定により、次の各号の一に該当する場合は、利害関係人の同意書又はこれに代わる書類の提出を求めることができる。

- (1) 他人の土地又は家屋に給水装置を設置する場合
- (2) 他人の給水装置から分岐して給水装置を設置する場合

（開発行為等の事前協議）

第5条 給水条例第6条の協議は、「開発行為等給水協議書」の提出をもって行う。

- 2 企業長は、前項の協議書の提出があった場合は、速やかに調査のうえ、その結果を当該申請者に書面により回答する。

（水道の使用開始及び使用中止並びに名義変更の届出）

第6条 給水条例第15条及び給水条例第20条の届け出は、様式第3号により届け出なければならない。

（給水管及び給水用具の指定）

第7条 給水条例第9条第1項に規定する給水管及び給水用具の指定は、次の各号とし、別表第1に定める。

- （1） 給水管
- （2） 給水用具
 - イ 分岐用具
 - ロ 止水用具
 - ハ 継手類
 - ニ 撤去用具
 - ホ その他
- （3） その他特に必要と認める給水管及び給水用具

（給水装置使用材料の確認）

第8条 企業長は、条例第8条第2項に定める設計審査又は工事検査において、長幌上水道企業団指定給水装置工事事業者に対し、当該審査若しくは検査に係る給水装置工事で使用される材料が水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）第6条に規定する基準に適合していることの証明を求めることができる。

2 企業長は、前項の規定により企業長が求めた証明が提出されないときは、当該材料の使用を制限し、又は禁止することができる。

（給水装置の位置の決定）

第9条 給水装置の位置は、工事申込者が指定する。ただし、企業長は、その位置が給水管理上不適当と認めるときは、工事申込者の同意を得て変更することができる。

（給水装置工事の補修）

第10条 給水条例第8条第1項の規定により、企業長が施行した給水装置工事で、工事完了の日から1年（地下埋設部分にあっては2年）以内に企業長の責による工事の欠陥又は不備を発見したときは、企業長がこれを補修する。ただし、天災事変又は使用者の故意若しくは過失に起因すると認めるときは、この限りではない。

2 給水条例第22条第2項ただし書の規定による修繕に要する費用の徴収しない範囲について必要な事項は、企業長が別に定める。

（給水工事施行箇所の原状回復）

第11条 給水装置の工事施行上、家屋、庭園、工作物その他に施行した場合において、企業長は必要と認めた補修をするほか、これを原形に復旧する責任を負わない。

（給水装置の分岐）

第12条 他人の給水装置から分岐して給水を請求したときの主管加工費は、分岐する者の負担とする。

（工事費の算出方法等）

第13条 給水条例第10条第1項に規定する工事費の算出方法は、次のとおりとする。

- （1） 材 料 費 企業長が定める材料単価に使用材料の数量を乗じて得た額とする。

- (2) 運 搬 費 材料費と労力費の合計額に100分の5以内を乗じて得た額と機械運搬費等積上げ金額の合計額とする。
- (3) 労 力 費 企業長が定める労務単価に工事数量を乗じて得た額とする。
- (4) 道 路 復 旧 費 企業長が定める土工単価に工事数量を乗じて得た額とする。
- (5) 工 事 監 督 員 費 材料費と運搬費及び労力費並びに道路復旧費の合計額に100分の5を乗じて得た額とする。
- (6) 間 接 経 費 材料費と運搬費及び労力費並びに道路復旧費の合計額に企業長が別に定める割合を乗じて算出する。

（給水装置工事の施行及び検査）

第14条 給水装置工事の施行は、給水条例第8条第2項の規定に基づき、設計審査を受け、承認を受けてから工事に着手するものとし、工事竣工後に工事検査を受けなければならない。

2 前項の工事検査に合格しなければ給水装置を使用できない。ただし、企業長が特別な理由があると認める場合は、この限りではない。

3 第1項の工事検査は様式第4号により届け出をし、了承を受けなければならない。
（工事費の予納免除）

第15条 給水装置の工事を申し込む者が、次の各号の一に該当するとき、給水条例第11条第1項ただし書の規定により、工事費の一部又は全部の予納を免除することができる。

- (1) 長沼町又は南幌町の発注する給水装置工事を行うとき。
- (2) 国若しくは道の発注する給水装置の工事を行うとき。
- (3) 生活困窮者で、公費の援助を受けているとき。
- (4) その他企業長が特に必要と認めたとき。

2 前項の免除を受けようとするときは、あらかじめ様式第5号による申請書を提出しなければならない。

3 予納の免除を受けた者は、工事費の精算後10日以内にその金額を納入しなければならない。

（手数料等の納入）

第16条 給水条例第32条の規定による手数料等は、工事検査前までに納入しなければならない。ただし、企業長がその必要がないと認めたときはこの限りではない。

（代理人の選定届等）

第17条 給水条例第16条の規定による給水装置の所有者の代理人選定又は変更の届出は、代理人選定（変更）届（様式第6号）により行う。

（給水装置の保管）

第18条 水道メーター及び水栓等は、清潔に保管し、検査、修繕等のため設置場所に容易に出入りできるようにしなければならない。

2 水道メーター及び水栓等の設置後、工作物その他の障害により、その位置が不適当となったものについては、必要の措置をさせることができる。

（水道メーターの損害弁償）

第19条 給水条例第19条第3項の規定により、水道使用者等が水道メーターを亡失及び損傷した場合は、水道メーター亡失（損傷）届（様式第7号）を企業長に届け出し、その損害額を弁償しなければならない。

（消火栓の使用）

第20条 給水条例第20条第1項第3号及び第2項第3号の規定による届け出は、次の各号に定めるところによる。

- （1） 消火栓を消防演習に使用するときは、様式第8号の1により届け出なければならない。
- （2） 消火栓を消火に使用したときは、様式第8号の2により届け出なければならない。

（給水装置及び水質検査の請求）

第21条 給水条例第24条第1項の規定による検査請求は、様式第9号の提出によりこれを行う。

（共用給水装置も用途）

第22条 給水条例第28条第4号の規定による共用給水装置の用途は、家事用以外とする。

（居住家屋でない建物及び場所の給水使用料）

第23条 居住でない建物及び場所において給水を受ける者は、1世帯とみなして使用料を徴収する。

（メーターの異常及び計量不能の場合の使用量認定）

第24条 給水条例第28条の規定による使用水量及び用途の認定及び変更は、次により行う。

- （1） メーターに異常があったときは、その原因を調査し、その原因ごとに企業長が定めるところにより使用水量を認定する。
- （2） 雪害、凍結及びその他の事由により計量不能のときは、企業長が別に定めるところにより使用水量を認定する。
- （3） 前2号によって使用水量及び用途の認定ができないときは、企業長はそのつど状況に応じて認定する。

（異常水量の認定）

第25条 企業長が異常水量を認めた場合は、別に定めるところにより使用水量を算定する。

（身分証明書）

第26条 係員は、給水条例第34条の規定により給水装置を検査する場合は企業長の発行する身分証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（使用料の減額）

第27条 第25条の規定による異常水量の認定を申請しようとする場合は、異常水量

認定申請書兼水道料金減額申請書（様式第10号）により申請しなければならない。

2 前項の申請による認定の通知は、異常水量認定通知書兼水道料金減額決定通知書（様式第11号）による。

第28条 この規則の施行に関し、必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月15日規則第1号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月7日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月29日規則第1号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月16日規則第3号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。